

審 第 9 9 9 号

答 申 第 4 8 3 号

平成 2 9 年 8 月 3 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 1 日付け健支第 6 9 2 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 5 9 4 号

平成 2 7 年 9 月 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 8 月 2 7 日付け健支第 5 8 1 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った平成27年8月27日付け健支第581号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした部分のうち、「（仮称）千葉県自殺対策推進計画（骨子案）に対する意見及び自殺対策取組調査票について（照会）」に記載された担当課名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスの部分は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県が千葉県精神神経科診療所協会（略称：千葉精診）に宛てた文書一切、千葉精診が千葉県に宛てた文書一切。電子メールやFAXも含む。全ての年度で。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「平成21年度自殺対策相談支援者研修会の開催について（依頼）」（以下「本件対象文書1」という。）、「（仮称）

千葉県自殺対策推進計画（骨子案）に対する意見及び自殺対策取組調査票について（照会）」（以下「本件対象文書2」という。）、「平成22年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金の額の確定について」（以下「本件対象文書3」という。）、「平成23年度自殺対策相談支援者研修会の開催について（依頼）」（以下「本件対象文書4」という。）、「平成23年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金の額の確定について」（以下「本件対象文書5」という。）、「平成24年度自殺対策相談支援者研修会の開催について（依頼）」（以下「本件対象文書6」という。）、「平成25年度自殺対策相談支援者研修会の実施について」（以下「本件対象文書7」という。）及び「平成25年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金の額の確定について」（以下「本件対象文書8」といい、これらを併せて「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 異議申立年月日

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年9月7日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立ての主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、さらに情報を特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

2 異議申立ての理由

対象文書が本件決定で特定された分で尽くされるとは到底考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。

また、本件不開示情報は、いずれも条例第8条第2号にも第3号にもともに該当しないか、または、たとえ該当したにしても開示を定めた同ただし書全てに該当する。

また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

3 意見書の要旨

(1) アカウンタビリティの欠如

実施機関からの理由説明書における不開示理由は、決定通知書に記載された内容そのものであり、行政不服審査請求を受けて決定通知書に記載した理由を一層具体的に説明するものと認めることができない。これでは、主権者を冒瀆していると思えない。裁判の時でも同様の対応をするのであろうか。

(2) 報償費の不開示

報償費は公金の支出であり、行政の説明責任の観点から一切の例外なく開示すべきである。

また、監査請求は、金額を具体的に特定する必要はないが、特定することが望ましいとされている。

そして、何よりも、住民訴訟は、金額を具体的に特定することが原告の義務となっていることから、当然、住民自治の観点からも開示すべきである。

加えて、千葉県民や千葉県に主たる事務所を置く法人も情報公開請求権者に含まれており、これらは、監査請求の請求権者であり、住民訴訟の原告適格がある。

さらに、開示請求者によって開示不開示の判断を違えてはならないことが情報公開の原則である。

したがって、少なくとも、報償費は、特段の理由がない限り開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求及び本件対象文書の特定について

本件請求に対し、実施機関は、本件対象文書とその他の本件請求に係る行政文書（以下「その他文書」という。）を併せて48件を特定し、本件対象文書に関して本件決定を行い、その他文書に関して行政文書全部開示決定を行った。

2 本件対象文書の内容について

本件対象文書1、同4、同6及び同7は、相談支援者を対象とした自殺対策研修会の開催についての伺いの決裁であり、講師名及び報償費等が記載され、実施要領案及び開催通知案等が添付されている。本件対象文書2は、自殺対策推進計画の策定に当たり、関係機関に自殺対策に関する取組状況及び自殺対策計画等について意見照会する際の伺いの決裁であり、照会対象機関等が記載され、照会文案等が添付されている。本件対象文書3、同5及び同8は、各市町村及び各民間団体が実施した

地域自殺対策緊急強化基金事業に対する補助金の額の確定についての伺いの決裁であり、確定額及び通知先機関等が記載され、確定額の通知案、請求書及び実績報告書等が添付されている。

3 部分開示の理由について

本件対象文書1、同4、同6及び同7に記載されている報償費は、個人の所得に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第8条第2号に該当）。

本件対象文書2に記載されている担当課名、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため（条例第8条第2号に該当）。

本件対象文書3、同5及び同8に記載されている法人代表者印の印影は、当該法人が契約書等の重要書類に使用する特別な管理をしているものであり、このような法人代表者印の印影を開示すると印影の偽造等が可能となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第8条第3号イに該当）。

本件対象文書3及び同8に記載されている振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座情報」という。）は、当該法人が取引先等の限られた一定範囲の者のみにしか明らかにしていない内部管理情報であり、このような情報を開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第8条第3号イに該当）。

4 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、対象文書が本件決定で特定された分で尽くされるとは到底考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、異議申立人が主張するような他の文書は収発していない。

(2) 異議申立人は、本件非開示情報は、いずれも条例第8条第2号にも第3号にもともに該当しないか、または、たとえ該当したとしても開示を定めた同号ただし書全てに該当する旨主張する。

しかし、本件非開示情報については、上記3のとおり、同条第2号及び同条第3号に該当し、同条第2号ただし書及び同条第3号ただし書には該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が実施している千葉県自殺対策推進計画に基づく千葉県自殺対策連絡会議の構成員である一般社団法人千葉県精神神経科診療所協会（以下「千葉精診」という。）宛てに作成した起案文書及び実施機関が千葉精診から收受した文書である。

本件対象文書のうち、本件対象文書1、同4、同6及び同7は、平成21年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の自殺対策支援者研修会の実施に関する開催通知の文書であるが、実施機関は、自殺対策支援研修会講師（以下「本件講師」という。）の報償費の金額を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書2は、「(仮称)千葉県自殺対策推進計画（骨子案）に対する意見及び自殺対策取組調査票について（照会）」の起案文書及び千葉精診から收受した同取組調査票であるが、実施機関は、同取組調査票の問1に記載されている担当課名、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを同条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書3、同5及び同8は、平成22年度、平成23年度及び平成25年度の地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金の額の確定についての文書であるが、実施機関は、千葉精診代表者印の印影（以下「本件印影」という。）及び本件口座情報を同条第3号に該当するとして不開示とした。

そこで、不開示情報ごとに、実施機関の本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 報償費

本件対象文書1、同4、同6及び同7には、本件講師の「報償費の金額」が記載されている。

上記情報は、当該書面に記載された本件講師の氏名と一体として、本件講師の個人に関する情報であるが、「報償費の金額」という情報自体では、特定の個人

を識別することができるものとは認められず、上記情報は、条例第8条第2号本文前段には該当しない。

しかし、上記情報は、本件講師の個人の財産に関する情報であって、通常、他人に知られたくない情報であり、財産の保護の観点から、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、同号本文後段に該当する。

また、本件講師のうち、2名については、同号ただし書ハに該当する公務員等ではあるが、報償費は本件講師としての職務遂行によって受け取る所得に関する情報であって、公務員等の職務遂行に係る情報ではないことから同号ただし書ハには該当しない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 担当者の氏名

本件対象文書2のうち、千葉精診から收受した調査票の問1には、「千葉精診担当者の氏名」が記載されている。

上記情報は、千葉精診担当者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 条例第8条第3号該当性について

ア 担当課名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス

本件対象文書2のうち、千葉精診から收受した調査票の問1には、「千葉精診の担当課名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス」が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示としたと説明する。

しかしながら、当審査会が本件対象文書2を見分したところ、千葉精診は、実施機関からの意見照会に対して千葉精診という法人の意見として回答しており、その記載情報は、法人たる千葉精診に関する情報であると認められるため、同号により不開示とすることはできない。

ところで、同条第3号イでは、「法人その他団体に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報を、不開示情報として定めている。

そこで、実施機関は不開示の理由とはしていないが、当審査会の職権により、上記情報が、同号イに該当するか以下検討する。

当審査会が調査したところ、上記情報は、千葉精診が開設しているホームページに掲載されていることが認められる。そうすると、上記情報を公にしても、千葉精診の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イには該当せず、本件対象文書2作成の経緯に鑑みると同号ロに該当する事情も認められないことから、開示すべきである。

イ 法人代表者印の印影

本件対象文書3、同5及び同8には、「本件印影」が記載されている。

上記情報は、本件対象文書が、千葉精診の真意に基づいて作成された真正かつ認証的な意味があるものと認められる。その上、本件印影に係る印章は、千葉精診の契約書類等の重要書類にも使用されるものとして特別な管理がされているものと推認できる。

このため、本件印影は、千葉精診に関する情報であって、公にすることにより本件印影が偽造等されることにより、千葉精診の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 口座情報

本件対象文書3及び同8には、「本件口座情報」が記載されている。

上記情報は、千葉精診が実施機関に対して交付した補助金の請求書に記載されている情報であって、本件請求書に記載の情報の取扱い及び性質に鑑みれば、公金の支給先の口座情報ではあるものの、社会通念上、一般的に、取引業者等の

ような、便宜上、代金決済を優先させる目的で自己の口座情報を広く周知されることを許容しているものと類似しているとまでは認められない。

むしろ、上記情報は、千葉精診内部の情報として、必要に応じて特定の者に提供している特別に管理された情報であるものと推認でき、このことから、公にすることにより千葉精診の金融取引上の営業秘密等が流出等されてしまう結果を招き、ひいては、千葉精診の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

2 対象文書の特定について

異議申立人は、対象文書が本件決定で特定された分で尽くされるとは到底考えられないなどと主張している。

この点、実施機関は、本件対象文書以外には文書を収発していない旨説明するところ、当審査会が実施機関に対し、電子メールやFAXを含めて再度文書を探索するよう求めたが、本件請求の対象となる文書は発見できなかったとのことであった。

また、本件において、本件対象文書以外に本件請求の対象となる文書が存在することをうかがわせるような事情も認められない。

したがって、実施機関の対象文書の特定に関する決定は妥当と判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関は、本件対象文書2に記載された担当課名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスの部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月 1日	諮問書の受理
平成27年10月26日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月30日	異議申立人から意見書の受理
平成29年 3月22日	審議
平成29年 4月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)